

平成 年度分

市町村民税
道府県民税

住宅借入金等特別税額控除申告書

(給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用)

第五十五号の三様式(附則第二条の六関係)

受付印

市町村長殿 提出年月日 年 月 日	現住所	整理番号
	1月1日の住所	
フリガナ 氏名	住宅借入金等特別控除の対象となる物件の所在地	電話番号
	印	生年月日

地方税法附則第5条の4第1項及び第6項の規定の適用を受けたいので、同条第3項及び第8項の規定に基づき申告します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成11年から平成18年の間に取得等し、居住の用に供したものに限り】

住宅借入金等の年末残高合計額 (注1)	新築又は購入	円
	増改築等	円

2 市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

(単位：円)

前年分の所得税の住宅借入金等特別控除可能額	①	
平成十八年所得税法等改正法施行前の所得税相当額 (注2)	前年分の給与所得控除後の給与等の金額	②
	前年分の所得控除の合計額	③
	前年分の所得税の課税総所得金額	④
	④に対する所得税額相当額	⑤
	租税条約実施特例法における利子・配当	⑥
	⑤ + ⑥	⑦
前年分の所得税額(税額控除前)	⑧	
控除額の計算	①と⑦のいずれか少ない方の金額	⑨
	市町村民税・道府県民税の住宅借入金等特別税額控除見込額 (⑨ - ⑧)	⑩
	市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額 (⑩ × 3/5)	⑪
	道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額 (⑩ × 2/5)	⑫

(注1) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合又は新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合には、当該二以上の住宅借入金等に係る年末残高をそれぞれ記載してください。

(注2) 「平成十八年所得税法等改正法施行前の所得税相当額」とは、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)第四条の規定により読み替えられた所得税法等の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正前の所得税法第二編第三章第一節の規定を適用して計算した所得税の額に相当する額をいいます。

整理欄	
-----	--

注意 この申告書の記載に当たっては、別に配付される各年度分に係る記載要領を参照してください。

(給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用)

この申告書は、年末調整済の給与収入のみを有しており、確定申告書を提出しない方が、地方税法附則第5条の4に規定する個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除を受けるときに使用します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項

金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」に記載されている住宅借入金等の年末残高を記載してください。

(注) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合又は新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合には、当該二以上の住宅借入金等に係る年末残高をそれぞれ記載してください。

2 市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

平成19年分の所得の内容等について、【給与所得の源泉徴収票(例)】を参考に次のとおり記載してください。

(1) 「①」欄

【給与所得の源泉徴収票(例)】の㉔の金額を記載してください。

(2) 「②」欄

【給与所得の源泉徴収票(例)】の㉕の金額を記載してください。

(3) 「③」欄

【給与所得の源泉徴収票(例)】の㉖の金額を記載してください。

【給与所得の源泉徴収票(例)】

平成19年分 給与所得の源泉徴収票

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額	源泉徴収税額
控除対象配偶者の有無等				
控除対象配偶者				
扶養親族の額				
社会保険料				
生命保険料				
雑損控除				
住宅借入金等特別税額控除				
①				
②				
③				
④				
⑤				
⑥				
⑦				
⑧				
⑨				
⑩				
⑪				
⑫				
⑬				
⑭				
⑮				
⑯				
⑰				
⑱				
⑲				
⑳				
㉑				
㉒				
㉓				
㉔				
㉕				
㉖				
㉗				
㉘				
㉙				
㉚				
㉛				
㉜				
㉝				
㉞				
㉟				
㊱				
㊲				
㊳				
㊴				
㊵				
㊶				
㊷				
㊸				
㊹				
㊺				
㊻				
㊼				
㊽				
㊾				
㊿				
支払元(印)				
支払元住所				
氏名又は名称				
住所				
電話番号				

(4) 「④」欄

「②」欄の金額から「③」欄の金額を差し引いた金額(千円未満の端数を切捨て。マイナスの場合は0円)を記載してください。

(5) 「⑤」欄

次の【税額表】により、④の金額の区分に応じた計算式に当てはめて計算した金額を記載してください。

【税額表】

④の金額	⑤の金額
1,000円 ~ 3,299,000円	④×0.1
3,300,000円 ~ 8,999,000円	④×0.2-330,000円
9,000,000円 ~ 17,999,000円	④×0.3-1,230,000円
18,000,000円 ~	④×0.37-2,490,000円

(例) ④の金額が350万円のとき

$$3,500,000 \text{円} \times 0.2 - 330,000 \text{円} = \underline{370,000 \text{円}}$$

(6) 「⑥」欄

国外から受ける利子、収益の分配、懸賞金付預金等の懸賞金等及び給付補てん金等がある場合には、これらの所得に係る所得税額の合計額を記載してください。

詳しくはお住まいの市区町村の税務担当課におたずねください。

(7) 「⑦」欄

「⑤」欄と「⑥」欄の金額の合計額を記載してください。

(8) 「⑧」欄

次の【税額表】により、④の金額の区分に応じた計算式に応じた計算式に当てはめて計算した金額を記載してください。

【税額表】

④の金額	⑧の金額
1,000円 ~ 1,949,000円	④×0.05
1,950,000円 ~ 3,299,000円	④×0.1-97,500円
3,300,000円 ~ 6,949,000円	④×0.2-427,500円
6,950,000円 ~ 8,999,000円	④×0.23-636,000円
9,000,000円 ~ 17,999,000円	④×0.33-1,536,000円
18,000,000円 ~	④×0.4-2,796,000円

(例) ④の金額が350万円のとき

$$3,500,000 \text{円} \times 0.2 - 427,500 \text{円} = \underline{272,500 \text{円}}$$

3 この申告書は平成20年3月17日まで(市町村民税・道府県民税の納税通知書が送達される時まで)に提出されたものを含む。に、給与所得の源泉徴収票の原本を添付して、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ提出してください。

記載に当たってご不明な点については、お住まいの市区町村の税務担当課におたずねください。